北広島市雪対策基本計画

きたひろしま　雪・みちプラン

2012.08

北広島市

目　次

１　計画策定の趣旨 …… 1

２　北広島市の現況と市民意向 …… 2
１．現況 …… 2
（１）位置と地形 …… 2
（２）人口 …… 3
（３）降雪状況と市道除雪出動回数 …… 3
（４）市の財政状況と除雪費 …… 4
（５）市道除雪延長と１㎞当りの除雪費の推移 …… 4
（６）地区別累計降雪量の推移 …… 5
（７）近郊都市の累計降雪量の推移 …… 5
（８）除雪車の保有状況 …… 6
２．市民意向　～　冬の生活に関するアンケート調査から …… 6
（１）冬の生活で困っていること …… 6
（２）道路除雪の満足度 …… 7
（３）玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について …… 7

３　計画の基本的事項 …… 8
１．計画策定の根拠 …… 8
２．計画の位置づけ …… 8
３．計画期間 …… 8

４　計画の目標と施策の体系 …… 9

５　計画の目標と重点施策 …… 10

【 目標１ 】雪に強い安全安心なまちづくりの推進 …… 10
《重点施策１》冬期間の円滑な交通の確保 …… 10
（１）市道除排雪水準の向上 …… 11
（２）交差点の見通しの確保 …… 11
（３）公共交通機関の利用の円滑化 …… 11
（４）歩行者空間の確保 …… 12
（５）除排雪体制の維持・安定化 …… 12
（６）大雪時における対応と体制の確立 …… 12
（７）雪堆積場の充実 …… 13
（８）除雪時における事故の防止 …… 13

《重点施策２》雪に強い住環境づくりの推進 …… 16
（１）雪に対応した街区の形成 …… 16
（２）雪に適した建物の工夫 …… 17
（３）公園・空き地の活用 …… 17

【 目標２ 】市民との協働による雪対策の推進 …… 18
《重点施策３》雪対策の協働体制の確立 …… 18
（１）地域との連携の推進 …… 19
（２）市民との協働体制の確立 …… 20
（３）共助による支援の促進 …… 21
（４）雪に関する情報の共有化 …… 22
《重点施策４》雪対策に関する支援の推進 …… 23
（１）除雪支援事業の拡充 …… 23
（２）市道排雪支援事業（自治会排雪）の促進 …… 25
（３）私道除雪の支援 …… 27

【 目標３ 】快適に冬を暮らすための取組みの推進 …… 28
《重点施策５》冬の市民生活の工夫とルールの確立 …… 28
（１）冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発 …… 28
《重点施策６》雪の有効活用 …… 32
（１）冷熱エネルギーの利用 …… 32
（２）冬季イベントの推進 …… 32
（３）ウインタースポーツの普及拡大 …… 34
《重点施策７》雪処理における安全確保 …… 35
（１）雪処理における安全確保 …… 35

資料編
１．冬の生活に関するアンケート調査結果 …… 39
２．策定経過 …… 52
（１）北広島市雪対策基本計画策定検討委員会 …… 52
（２）北広島市雪対策基本計画策定検討会議 …… 55
（３）パブリックコメントの実施結果 …… 57
３．冬のボランティアなどの活動事例 …… 58
４．道路区分による除雪水準等 …… 59
５．地域防災計画における大雪対策 …… 62
６．冬の暮らしに必要なルールに関係する法令 …… 63
７．通学路の定義・基準 …… 66

コラム

除排雪の出動基準 …… 14
道路の構造と除雪方法 …… 15
北広島市除雪情報 …… 22
各種除雪支援事業一覧 …… 24
市道排雪支援事業（自治会排雪） …… 26
安全確保のために …… 35

1 計画策定の趣旨

北広島市の冬は、年間の累計降雪量が 4.5m程度あり、12 月から３月にかけての平均気温も-2.7℃と、厳しい気象条件となっています。

このような厳しい冬の環境の中で暮らす私たちにとって、雪とのつき合いは避けて通れないものであり、冬は雪との闘いであるといえます。

その一方で雪は「天からの贈り物」でもあり、雪解け水は、豊かな資源として私たちの生活や農工業などの産業活動に大きな恩恵をもたらしています。また、冬季の祭りなどのイベントやスポーツには、地域の賑わいや健康づくりとして多くの市民が参加しています。

雪は私たちにとって時に手にあまる厄介なものではありますが、この雪とうまくつき合い、共存していくことで、より豊かな冬の暮らしを過ごすことができます。

その雪の処理に関しては、本市ではこれまで、除排雪事業により冬期間の交通の確保を図るとともに、市道排雪支援事業（自治会排雪）、除雪サービス事業（福祉除雪）、小型除雪機械貸出事業などを展開し、市民との協働により快適な冬環境の確保に努めてきました。

しかしながら、近年の少子高齢化や核家族化などにより、各家庭の雪処理の担い手不足がますます深刻化しています。さらに、長引く景気低迷により除雪業者の経営が悪化しており、除雪体制の確保が難しくなっています。

このようなことから、雪対策に関する市民の方々の理解や協力をいただきながら、より効率的な除排雪の推進を図るとともに、雪の利活用や冬季イベントの開催など雪と親しむ取組みと併せた総合的な計画をつくる必要があります。

そこで本計画は、雪との共存を図りつつ快適な冬環境の形成に向け、市民・事業者・行政の協働による総合的な雪対策の指針として策定するものです。

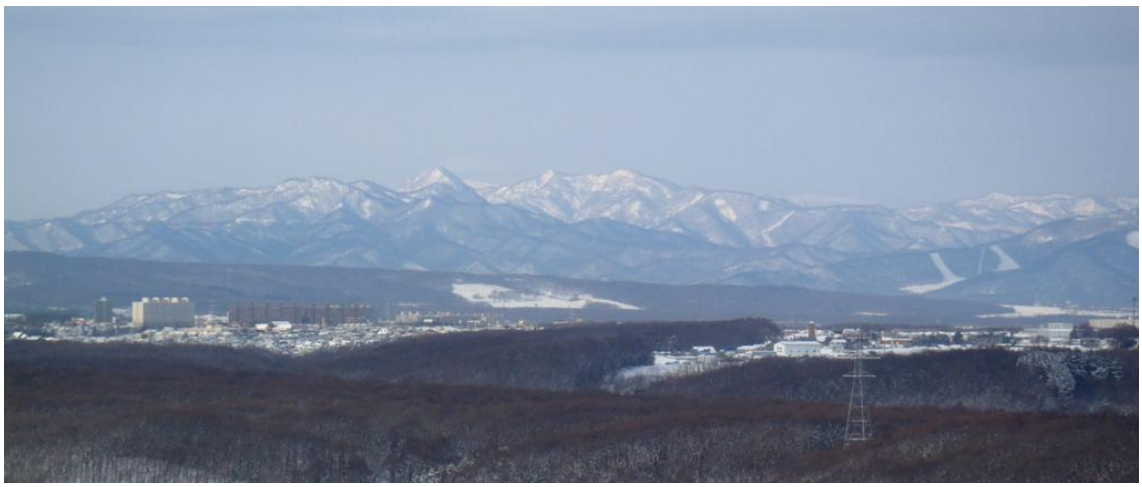

2　北広島市の現況と市民意向

1．現況

（1）位置と地形

本市は、石狩平野南部に位置し、北西は札幌市、北は江別市、東は長沼町と南幌町、南は恵庭市に接している周囲約 52.5 km、総面積 118.5 km^{2}の都市です。

地形は、南西部にある島松山（標高 492.9m）付近を除いては、標高約 100m 前後の丘陵が各所にあって起伏に富んでいます。

本市の市街地は、北広島駅をほぼ中心として隣接している東部地区と北広島団地地区、札幌市厚別区と隣接している西の里地区、清田区と隣接している大曲地区、その南に位置する西部（輪厚）地区の５つの地区に分かれています。

（２）人口

本市は、昭和 40 年代の道営北広島団地等の開発を始めとして、都市化が進み、それに伴い人口も増えましたが、平成 19 年６月末の 61,119 人をピークに、近年は若干ですが減少傾向にあり、平成 24 年３月末現在で、60,291 人、26,151 世帯となっています。

全国的な傾向と同様に、本市においても少子高齢化が進んでおり、今後さらにその傾向が進んでいくことが予想されます。

人口及び世帯数の推移（H2～H23）

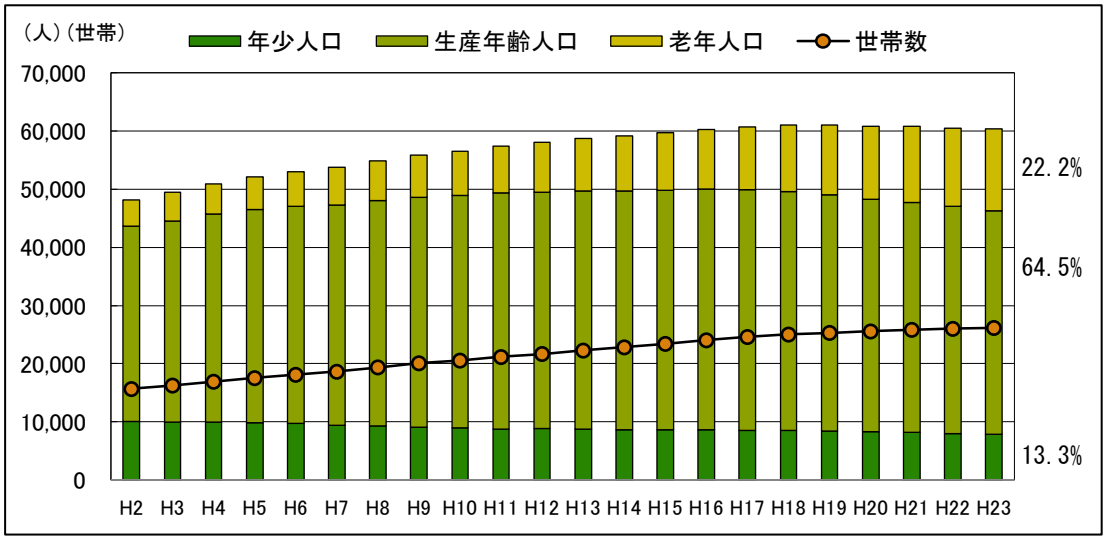

（３）降雪状況と市道除雪出動回数

本市における累計降雪量の平均は約 4.6m、除雪の平均出動回数は約 18 回となっています。

降雪量及び市道除雪回数の推移（H2～H23）

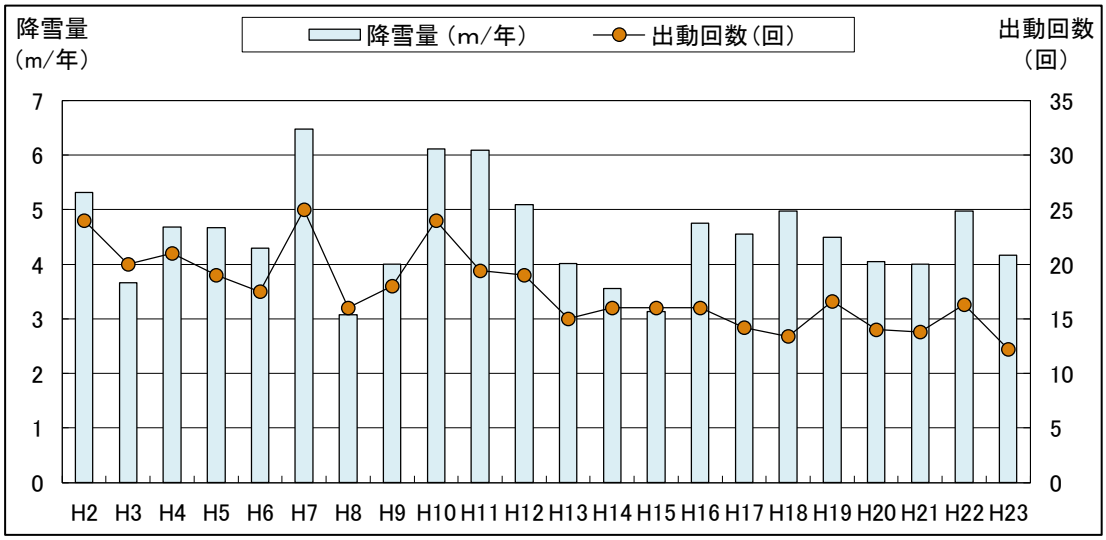

（４）市の財政状況と除雪費

本市の財政状況は、景気の後退などにより税収が上がらず、一般会計決算額は最近10年間の平均で約190億円となっています。除雪に要する費用については、10年間の平均で約3.5億円となっており、平成23年度の除雪費の一般会計に占める割合は2.25%となっています。

一般会計決算及び除雪費の推移（H2～H23）

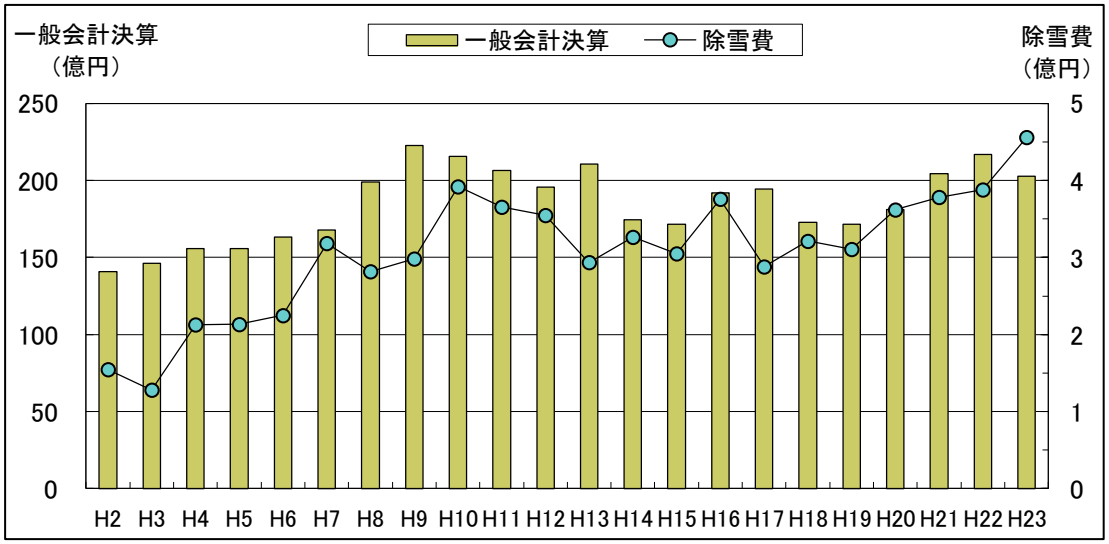

（５）市道除雪延長と１km当りの除雪費の推移

本市における市道の除雪延長は、平成23年度現在で、車道が1,192路線383km、歩道が137路線115kmとなっており、平成２年と比較すると車道で約53.8km増えています。市道の１km当りの除雪費については、最近10年間の平均で約92万円になっています。

除雪延長及び１km当りの除雪費の推移（H2～H23）

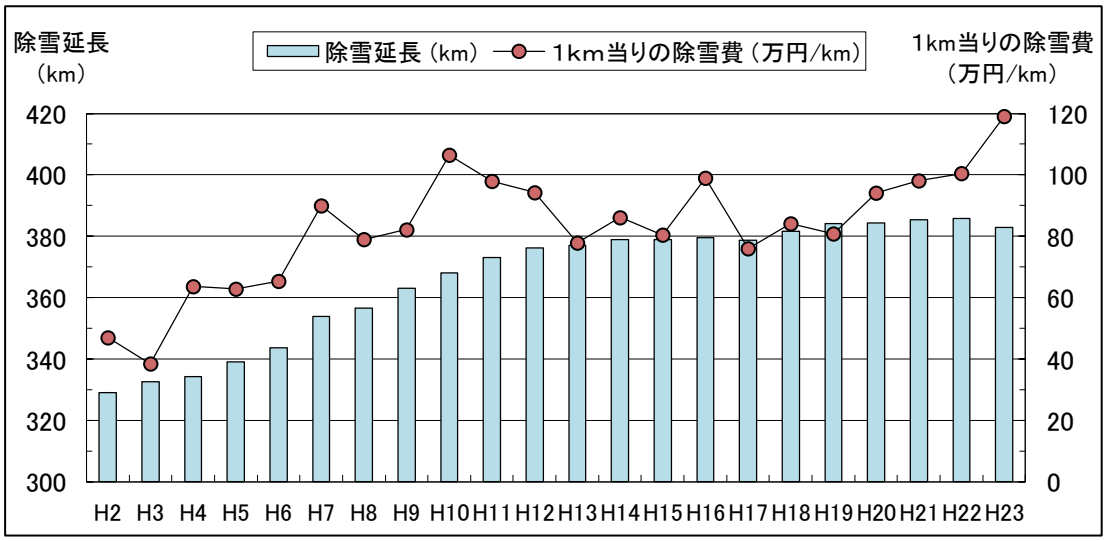

（６）地区別累計降雪量の推移　　【直近５ヵ年データー】

東部地区（観測地点：共栄）、北広島団地地区（同：青葉町）、西の里地区（同：西の里）、西部地区（同：輪厚）、大曲地区（同：札幌市里塚）の年間の累計降雪量は、地区によって大きく異なり、多い年で約２ｍの差があります。

地区別の累計降雪量の推移（H19～H23）

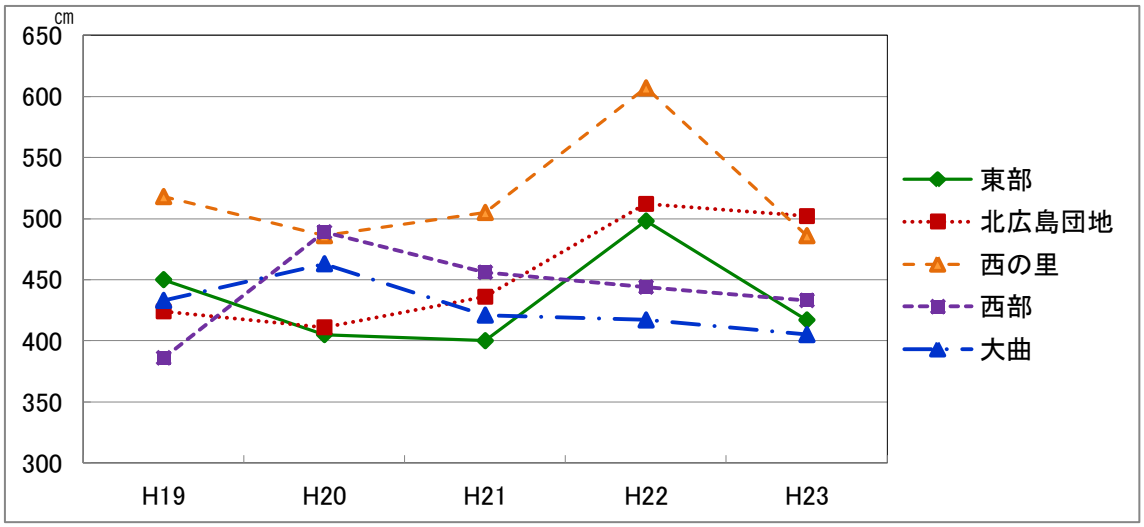

（７）近郊都市の累計降雪量の推移　　【直近５ヵ年データー】

近郊都市との累計降雪量の比較では、年によって差がありますが、本市は近隣都市の中で中位となっています。

近郊都市別の累積降雪量の推移（H18～H23）

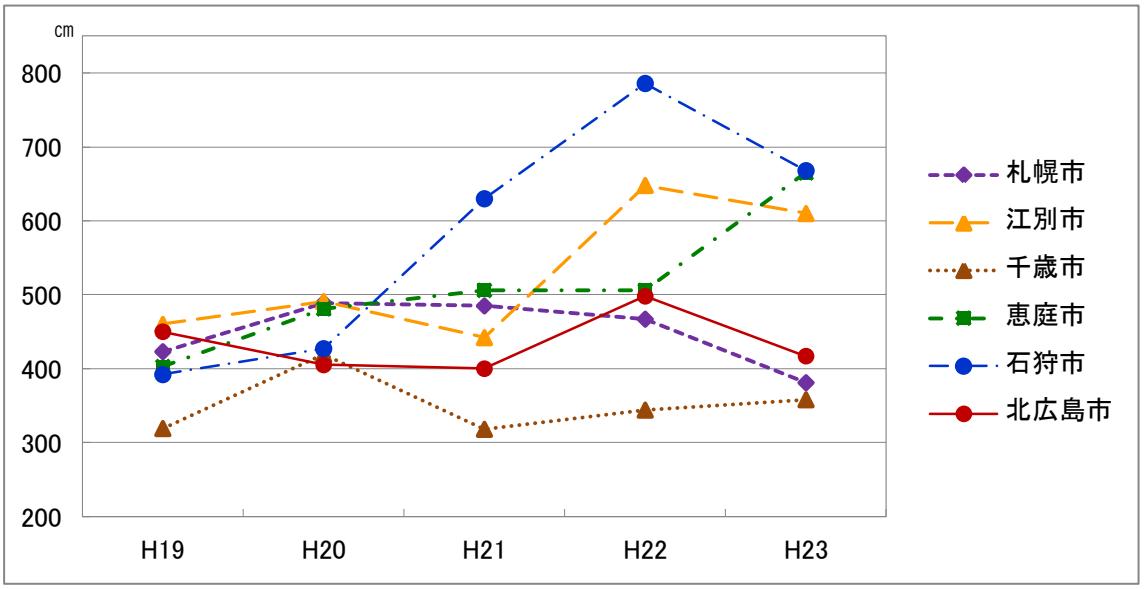

（８）除雪車の保有状況

長引く景気低迷により、除雪作業を行うことができる事業者数が減少したり、除雪車を手放す事業者が増えています。

また、除雪業者の経営状況の悪化などから保有する除雪機械の更新が進まず、除雪機械の老朽化が進んでいます。

除雪車保有状況

	除雪車両台数	備　考
市内業者保有台数	33 台	11 社
市外業者保有台数	16 台	4 社
市保有台数	12 台	
市リース車両台数	5 台	
計	66 台	

＊　市内外の事業者が保有する除雪車 49 台の内、使用年数が 15 年以上の車両は 28 台（57.1%）となっている。

［平成 24 年４月現在］

２．市民意向　～　冬の生活に関するアンケート調査*1 から

（１）冬の生活で困っていること

冬の生活で困っていることについては、「自宅前の置き雪の除雪」が最も多く、次いで「車道の除雪状態」、「雪を捨てる場所」、「歩道の除雪状態」となっています。

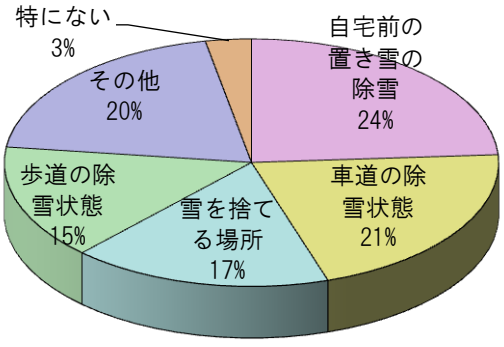

＊1　**冬の生活に関するアンケート調査**：平成 22 年９月に行ったアンケート調査。無作為に抽出した市民の方と自治会長、計 1,147 名に調査票を送付し、回答率は 57.5%でした。結果の詳細は、「資料編」に掲載されています。

（２）道路除雪の満足度

道路除雪の満足度では、幹線道路の除雪に関して比較的満足度が高かった一方で、生活道路や歩道における除排雪の充実を望む声が多く寄せられました。

幹線道路

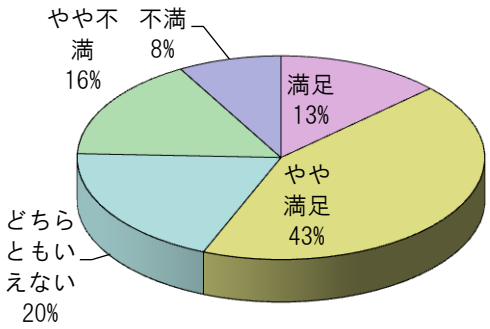

生活道路

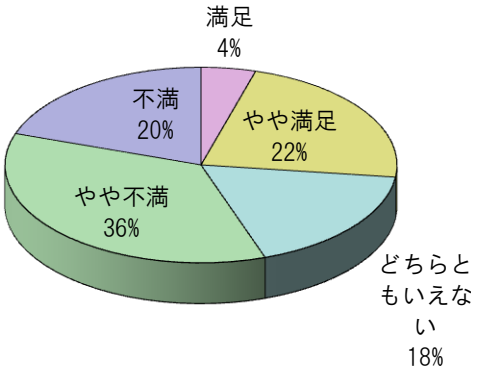

歩　道

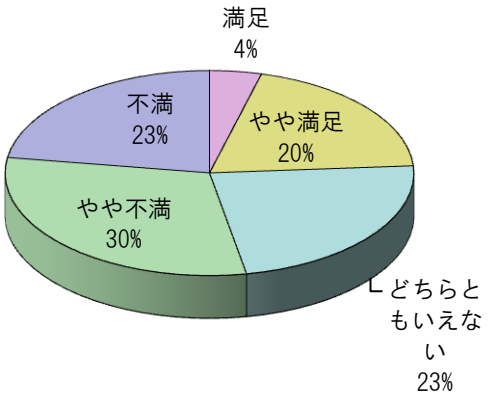

（３）玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について

間口の置き雪の処理については、「各自が行うべき」が４割を占めていますが、「市が行うべき」も３割に上っています。

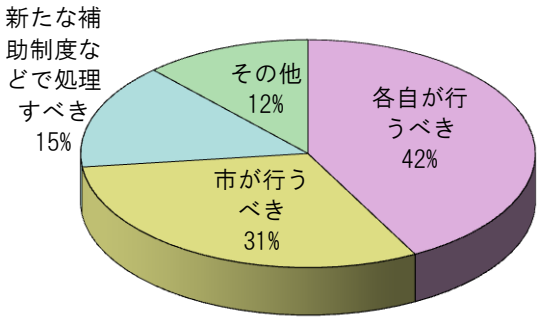

3　計画の基本的事項

１．計画策定の根拠

平成 18 年の豪雪を受けて、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 条）第３条第１項で定められている豪雪地帯対策基本計画の変更が行われ、この見直しの中で「市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を推進するとともに、これを十分に配慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める」と明記されました。

これを受け、本計画を「北広島市雪対策基本計画（雪・みちプラン）」として定めるものです。

２．計画の位置づけ

本計画は平成 22 年度に策定した「北広島市総合計画（第５次）*1」を上位計画とし、その中で「快適な生活環境のまち」を実現していくための施策の一つとして、策定が位置づけられています。また策定の際に、他の関係する計画との整合性を図りながら定めるものです。

３．計画期間

本計画の計画期間は、平成 33 年度までの概ね 10 年間とし、期間内に本計画で定めた目標を目指し、施策を実行していくものとします。また、今後の社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じ適切に見直しを行うこととします。

＊1　**北広島市総合計画（第５次）**：市町村の基本構想（地方自治法第２条第４項）及び基本計画などの総称。第５次は平成 23 年度からの 10 年計画。

4 計画の目標と施策の体系

雪対策は住民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、安心して暮らせる冬の生活環境を形成することができます。

そこで本計画では、協働に基づく雪対策の推進を図るため、３つの目標と７つの重点施策を掲げます。

目標	重点施策	施策の内容
1 雪に強い安全安心なまちづくりの推進	1 冬期間の円滑な交通の確保	(1) 市道除排雪水準の向上
		(2) 交差点の見通しの確保
		(3) 公共交通機関の利用の円滑化
		(4) 歩行者空間の確保
		(5) 除排雪体制の維持・安定化
		(6) 大雪時における対応と体制の確立
		(7) 雪堆積場の充実
		(8) 除雪時における事故の防止
	2 雪に強い住環境づくりの推進	(1) 雪に対応した街区の形成
		(2) 雪に適した建物の工夫
		(3) 公園・空き地の活用
2 市民との協働による雪対策の推進	3 雪対策の協働体制の確立	(1) 地域との連携の推進
		(2) 市民との協働体制の確立
		(3) 共助による支援の促進
		(4) 雪に関する情報の共有化
	4 雪対策に関する支援の推進	(1) 除雪支援事業の拡充
		(2) 市道排雪支援事業(自治会排雪)の促進
		(3) 私道除雪の支援
3 快適に冬を暮らすための取組みの推進	5 冬の市民生活の工夫とルールの確立	(1) 冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発
	6 雪の有効活用	(1) 冷熱エネルギーの利用
		(2) 冬季イベントの推進
		(3) ウインタースポーツの普及拡大
	7 雪処理における安全確保	(1) 雪処理における安全確保

5　計画の目標と重点施策

【 目標１ 】雪に強い安全安心なまちづくりの推進

《重点施策１》冬期間の円滑な交通の確保

《 現状と課題 》

○北広島市内の高速自動車道・国道、道道、市道の維持管理や除雪については、それぞれ国（ＮＥＸＣＯ東日本）、北海道、北広島市が行っています。市道については、幹線道路*1、準幹線道路*2、生活道路*3 及び歩道に区分し、それぞれの区分に応じた除雪を行っています。

○厳しい社会経済情勢の中、安全で円滑な交通を確保するためには、除排雪体制の安定化や除排雪水準の向上を図る必要があります。

○幹線道路の除雪に関してはこれまでの水準の確保を図るとともに、生活道路については、通行幅の確保など除排雪の充実が必要となっています。

○交差点は、高い雪山となってしまう傾向があるため、見通しが悪く、事故が起きる危険性が高くなります。また、交通渋滞の原因ともなることから、雪山の除去の強化を図る必要があります。

○子どもや高齢者、障がい者などいわゆる交通弱者といわれる人々が冬期間に円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用しやすい環境づくりが必要となっています。

○冬期間の歩道については、車道の除雪による堆雪で歩行者空間の確保が十分ではありません。また、近年の温暖化の影響や、スタッドレスタイヤの普及でツルツル路面ができやすくなっているため、歩行者空間の確保や転倒防止対策が必要となっています。児童などが安全に通学できるよう、通学路における除雪の強化を図る必要があります。

○大雪や暴風雪の際には、除雪の対応が追いつかずに、交通などに障害が出て、市民の活動に大きな影響を及ぼします。大雪時における除排雪体制の確立や、関係事業者との連携・協力体制の強化を図る必要があります。

○雪堆積場については、今後の排雪量の増大や市民サービスの拡充などに対応するため、雪堆積場の確保や開設時間の拡大などの検討が必要になっています。

＊1　**幹線道路**：道幅が広く交通量も比較的多い、地区内又は地区間を結ぶ主要道路（大曲通など）

＊2　**準幹線道路**：市内の幹線道路と生活道路を連絡する地区内の道路

＊3　**生活道路**：地域に密着した、幅員が８ｍ程度の各住宅前の道路

《 施策の内容 》

（１）市道除排雪水準の向上

除雪センター*1の人員体制の強化、ノウハウの蓄積、継承などにより、センター機能の充実を図ります。また、的確な気象情報の把握などにより、適切な除雪出動に努めます。

オペレーターの運転技術の向上を目指すとともに、自治会等との連携などにより地域の状況の把握に努め、除雪水準の向上を図ります。

除雪機械及びオペレーターの増強により、生活道路の拡幅除雪*2の回数を増やすなど、除雪の強化を図ります。

また、ロードヒーティングなどによる路面凍結対策を維持していくとともに、路面状況に応じた凍結防止材の散布や砂箱の設置を進め、交通の安全性の確保を図ります。

計画除雪*3など新しい除雪方法等について、調査、研究を進めます。

（２）交差点の見通しの確保

幹線道路を始めとした主要な道路の交差点については、雪山除去の強化により見通しの確保に努め、交通の円滑化及び安全性の向上を図ります。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■個人や企業の敷地から道路へ雪を出さない

（３）公共交通機関の利用の円滑化

人が多く集まるＪＲ北広島駅周辺の歩道空間の確保やバス路線における幅員の確保を図り、公共交通機関が利用しやすい環境づくりを進めます。

＊1　**除雪センター**：市の委託を受けた業者が冬期間設置し、24 時間体制で気象の観測や除雪出動の指示、苦情対応などを行っています。

＊2　**拡幅除雪**：道路の走行幅員が狭くなった際、ロータリー車で両側に雪を積み上げ、幅員を広げる除雪。

＊3　**計画除雪**：ゴミの収集日のようにあらかじめ決められた曜日の日中に除雪を行う方式です。

（４）歩行者空間の確保

歩行者の安全確保のため、歩道除雪の拡充を図ります。また、凍結路面による事故防止のため、人が多く通行する箇所を中心に路面状況に応じ砂などの散布や砂箱の設置を進めます。

通学路については、歩道のある道路は歩道除雪を適切に行うとともに、歩道が確保されていなく、児童などが多く利用する路線については、排雪や拡幅作業により幅員を広げ、安全の確保を図ります。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■横断歩道などの砂の散布協力
■登下校時の見守り活動
■見通しの悪い交差点などで飛び出したりしない、雪山で遊ばないなどの安全教育

（５）除排雪体制の維持・安定化

除排雪業務の担い手不足を解消するため、除雪機械の確保対策など、除排雪体制の維持・安定化に向けた取組みを推進します。

（６）大雪時における対応と体制の確立

大雪や暴風雪などに迅速に対応するため、除排雪業者との連携や業者相互の協力体制を強化するとともに、国道や道道の管理者との連携により、除排雪実施体制の充実を図ります。

大雪や暴風雪時の除雪作業には時間を要するため、幹線道路やバス路線など交通量が多い路線を緊急除雪路線として定め、集中的かつ効果的に除雪を行い、円滑な交通の確保を図ります。

市民の生命及び財産を守るため、火災や救急活動時には消防との連携を密にするとともに、緊急車両の通行に支障とならないよう速やかな除雪に努めます。

大雪などに関する警報が発表された場合には、地域防災計画に基づき必要な配備体制をとることとします。特に、大雪により災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を実施する必要があると認めたときは、災害対策本部の設置を検討します。

（７）雪堆積場の充実

市が行う幹線道路、バス路線等の排雪をはじめ、市道排雪支援事業や個人排雪などの拡大に対応するため、新たな雪堆積場の確保や開設時間の拡大などの検討を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■ルールに即した雪堆積場の利用

（８）除雪時における事故の防止

除雪作業については、安全運転の徹底を図り、事故防止に努めます。特に、風雪により視界が悪い場合には、作業を中断して回復を待つなど安全の確保を図ります。

除雪作業中の除雪車に近づかないよう、小さな子どもを持つ家庭における安全教育や、作業中の除雪車の付近を車で通過する際の注意走行などの啓発に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■除雪作業中の除雪車に近づかないよう、小さな子どもを持つ家庭における安全教育
■作業中の除雪車の付近を車で通過する際の注意通行
■路上駐車をしない

コラム 除排雪の出動基準

本市では、冬期間の円滑な交通と安全性を確保するために、車道除雪、歩道除雪、運搬排雪等の除排雪作業と凍結防止剤等の散布による路面凍結対策を行っています。

除雪作業は、ほぼ連続した降雪で、積雪深が 10cm 以上となった時に出動し、通勤・通学時までに作業終了することを目標に実施します。

市全体で 66 台の除雪車と約 150 人の従事者が、受け持ち区域を 6 時間程度かけて除雪作業を行います。［平成 24 年４月現在］

■主な除排雪作業とその出動基準

除排雪種類	出　動　基　準
新雪除雪	ほぼ連続した降雪で、積雪深が 10 ㎝以上となった場合。風雪や地吹雪等による吹溜りの発生が予想されるとき。
拡幅除雪	走行幅員が狭くなり、交通確保が困難となる場合など。
路面整正	新雪除雪出動基準に達しない降雪が日々断続的に続き、路面に圧雪部が多く残ったとき。
運搬排雪	排雪路線のうち、路線の平均雪堤高が２ｍ程度となった場合。

除雪の出動については、市内に３箇所（青葉町、西の里、輪厚）及び札幌市の里塚に設置されている気象観測システムによる情報を基に、降雪予測なども参考にして道路パトロールにより路面状況を把握し、総合的に判断しています。

Q：朝に 10 ㎝以上雪が積もっていたのに除雪が入らなかったのはなぜ？

A：除雪には６時間程度かかり、朝方７時の終了を目標としているため、各業者やオペレーターへの連絡や準備を考慮すると、午前０時には出動の判断をしなければなりません。したがって、その時点ではあまり降雪がなく、朝方に多く降った場合などは、安全性の確保などの面から出動を見送ることがあります。

コラム 道路の構造と除雪方法

■積雪地における道路の構造

北海道における生活道路は本州に比べ、幅員が広く取られており、本市においても、一般的な生活道路の幅員は、８ｍ となっています。この８ｍの内、４ｍに道路としての交通機能を持たせており、残りの両側２ｍ ずつは堆雪スペースも兼ねた空間として整備されています。除雪は広範囲にわたる道路を限られた時間で行わなければなりません。こういった道路構造とすることにより、除雪車が道路上に降った雪を左右にかき分けていくだけで、道路としての基本的な機能が確保できるという、効率的な除雪を可能としているのです。

■本市における除雪方法

本市における除雪方法は、前述のとおり道路の両端にかき分けていく「かき分け除雪」で行っています。したがって、個人の住宅の間口におかれた雪の処理は皆さんに協力していただいています。

また、車道幅員確保の目標は４ｍ としていますが、雪が多くなる厳冬期には、さらに狭くなる場合があります。その場合は、順次拡幅などで広げる作業を行うこととしていますが、最低でも緊急車両の走行に支障とならない程度の幅員の確保を図ります。

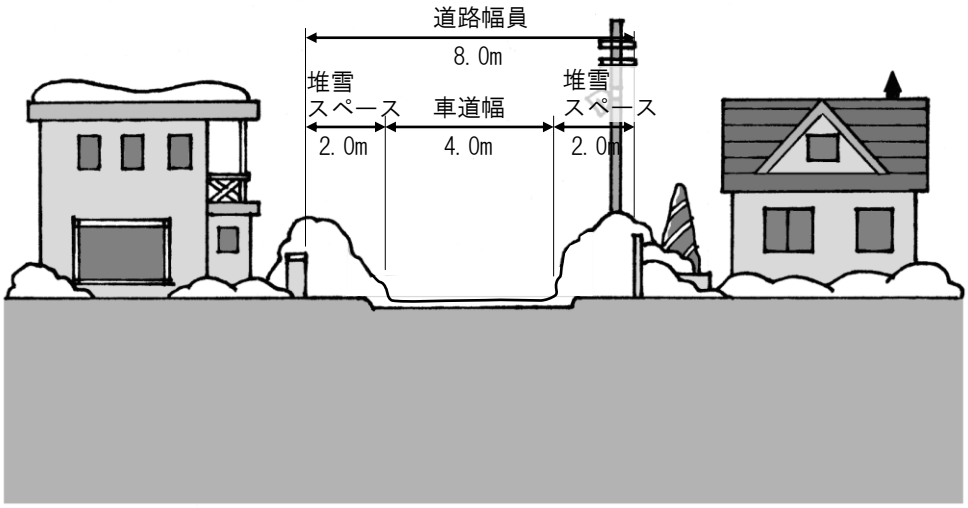

《重点施策２》雪に強い住環境づくりの推進

《 現状と課題 》

○本市ではこれまで、宅地等の開発事業に当たっては、「北広島市まちづくり指針（宅地開発指導要綱）*1」や地区計画*2 などによって、除雪を考慮した道路網や堆雪スペースを加味した道路構造、公園・緑地などのオープンスペースの配置、宅地内の雪処理などに配慮した最低敷地面積の制限などのルールを定め、住環境の形成を推進してきました。今後もこういったルールに則した指導を行うとともに、様々な工夫により、冬期の気象条件に対応した住環境づくりを進める必要があります。

《 施策の内容 》

（１）雪に対応した街区の形成

今後も「北広島市まちづくり指針」や地区計画などの適切な運用を図るとともに、建物の建て方や公園・空き地の活用などにより、総合的に、雪に対応した住環境づくりを推進します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■まちづくりの指針やルールの順守

＊1　**北広島市まちづくり指針**：良好な住環境の形成を図るために制定された宅地開発の総合的な指導基準。道路の幅や敷地の規模等について整備基準が定められています。

＊2　**地区計画**：地区の特性に応じたまちづくりを進めるために定められる計画。最低敷地面積や壁面の位置を定めることにより、敷地内の堆雪スペースや落雪場所を確保するなど、雪に対応した街区の形成が図られます。

（２）雪に適した建物の工夫

建物の配置、屋根の構造、玄関の向きなどを工夫することで、除雪の負担を軽減することができます。また、敷地内の雪は敷地内で処理することが原則となっていることから、建物の新築、増改築などの際における除雪負担の軽減方法や堆雪スペースの必要性について、周知、啓発を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■住宅の新築、増改築の際の敷地内における雪堆積スペースの確保
■敷地内の雪堆積スペースの有効活用
■住宅の新築、増改築の際などにおける、除雪負担を軽減させる支援ソフト*1等の活用

（３）公園・空き地の活用

地域の公園や空き地については、地域除雪懇談会*2においてルールを定めた上で、雪の置き場としての活用を検討します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■公園を雪置き場として利用する際の、ルールづくりの協力やルールに即した利用
■雪置き場としての民有地の提供

＊1　**支援ソフト**：北海道の北方建築総合研究所が開発した「除排雪シミュレーションプログラム」、「屋根雪の滑落距離の簡易計算ファイル」などのソフトが、研究所のホームページで公開されています。

＊2　**地域除雪懇談会**：地域住民・事業者・市が地域の情報を共有し、除雪の課題マップづくりや除雪の取組みなどを話し合う場。P19

【 目標２ 】市民との協働による雪対策の推進

《重点施策３》雪対策の協働体制の確立

《 現状と課題 》

〇少子高齢化の進展、核家族化などにより除雪の担い手が不足しており、また、ライフスタイルの多様化などにより市民要望は複雑化・高度化しています。こういった状況に対し、行政だけではきめ細かな対応を行うのは限度があることから、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担を再認識し、協働による雪対策の取組みを進める必要があります。

〇除排雪に関する市民の理解、協力を得るためには、情報の共有化を図るとともに、地域の課題や取組みについて共に考え、話し合う場をつくり出す必要があります。

〇道路は国民の共有財産であり、住民の皆さんや不特定多数の人々が利用するものでもあります。市では車や人が通行できるよう、除雪を行っていますが、全ての雪を取り除くことは不可能です。このため、除雪後の玄関前や車庫前などの置き雪の処理については、道路の利用者である市民・企業の皆さんの協力が必要です。

〇高齢者や障がい者など、敷地内の除雪、道路除雪後の置き雪、屋根の雪下ろしを行うことが困難な世帯への支援が必要となっています。

《 施策の内容 》

（１）地域との連携の推進

それぞれの地域の除排雪の現状や課題について、地域住民・企業、除雪業者、市が情報を共有し、地域の特性に応じた協働による雪対策の取組みを推進するため、地域除雪懇談会の企画、開催を段階的に進めます。懇談会では、除排雪に関する問題点の整理による除雪マップづくりや空き地・公園利用のルールづくりなどを話し合い、地域との連携を図ります。

また、除排雪への理解、協力を得ることを目的に出前講座の開催を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■除排雪への理解・協力
■地域懇談会や出前講座などへの積極的な参加
■雪対策に関する地域コミュニティ活動への参加

（２）市民との協働体制の確立

これまでも市民の皆さんと行政は、まちづくりを進める上で様々なかたちの役割分担を行ってきました。除排雪についても同様であり、現在の除排雪体制に合わせて、実状に即した協働体制の確立を図ります。

まず除雪そのものが市民・事業者・行政の協働の取組みとの考えのもと、従来どおり通行に必要な道路空間の除雪については行政の役割とし、道路の除雪後の玄関前や車庫前などの置き雪の処理は、道路の利用者である市民・企業の役割とすることを基本とします。

その上で、除雪が困難な世帯については共助・公助[*1]による支援の充実を図ります。

さらに、冬の暮らしに必要なルールの順守やマナーの向上を図り、市民・事業者・行政が協力しながら、快適な冬環境の形成に向け雪対策の取組みを推進することで、市民との協働体制の確立を図ります。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■除排雪への理解・協力
■除雪後の置き雪の処理

＊1　雪処理における自助・共助・公助の考え方

自助：家族またはその近親者において雪を処理する。
共助：周囲や地域が協力しながら雪を処理する。
公助：除雪困難者などが、自助、共助では十分に対応できない場合、公共が雪処理を支援する。

（３）共助による支援の促進

除雪困難世帯への地域の支え合いやボランティアによる支援など、共助による雪対策の促進を図ります。

市民や地域、企業などから主体的な行動を引き出すため、活動参加の呼びかけや活動の支援など、ボランティアが参加しやすい環境づくりに努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■近所・地域の除雪困難世帯への雪処理などの助け合い
■冬のボランティア活動への参加

学生による除雪ボランティア

（４）雪に関する情報の共有化

市民にとって除雪に関する情報は生活に密着したものです。本計画の周知を図るとともに、市のホームページや広報紙などで、雪に関する多くの情報を発信して冬の暮らしに必要なルールやマナーなどの啓発に努めます。

雪に関する情報の発信は、冬季イベント、懇談会の実施状況のほか、共助による活動や連携の様子の紹介等、市民の冬の生活に資する内容について行うよう努めます。

また、除雪作業を行うかどうかなどの情報を発信する新たなサービスを展開します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■雪対策に関する情報提供
■地域除雪懇談会への参加

コラム 北広島市除雪情報

ホームページや携帯サイトで、各地区における除雪の出動予定等をお知らせしています。

《重点施策４》雪対策に関する支援の推進

《 現状と課題 》

○除雪が困難な世帯への支援には、地域の支え合いやボランティア、行政が行う除雪サービス事業などがあります。本市では、高齢者や障がい者の方などを対象とする除雪サービス事業、融雪装置設置費補助事業やボランティア活動の促進を図る小型除雪機械貸出事業などを実施していますが、認知度及び利用度が高い状況ではないことから、支援制度の周知、拡充を図る必要があります。

○市道排雪支援事業は、冬期間のより快適な生活環境の向上を図るため、自治会と除排雪業者とが行う生活道路等の排雪に対し、市が 1/2 を補助する制度です。平成９年度の事業開始以来、平成 23 年度では 66 団体、実施率*1 も 58.2%と順調に増え続けており、今後もこの事業の拡大を図る必要があります。

《 施策の内容 》

（１）除雪支援事業の拡充

除雪が困難な世帯への支援や市道排雪の支援などを進めるため、除排雪支援事業の周知を図るとともに、現行制度の充実や新たな支援制度を検討し、市民との協働の雪対策を推進します。

＊1　実施率：自治会排雪延長÷市街化区域内生活道路延長×100（%）

コラム 各種除雪支援事業一覧

除雪サービス事業（福祉除雪）

●代わりに除雪を行える親族が市内にいない方で、次の年齢等及び所得要件を満たす方に対し、無償で除雪を行います。

①一人暮らしの高齢者（６５歳以上）又は高齢者世帯で身体的事情により除雪作業が困難な世帯

②重度の身体障がいのため除雪作業が困難な世帯

【所得要件】

①市民税が非課税世帯

②市民税が均等割のみの課税世帯

③平成１７年度の税制改正の影響を考慮して税制改正前と同じ基準で市民税を算出した結果、①又は②の状態となる世帯

融雪装置設置費補助事業

●市内に１年以上居住し、次のいずれかの方だけで構成される世帯に対し、融雪装置（ロードヒーティング）設置費の一部を補助します。

①７０歳以上の高齢者

②重度の障がい者

【対象装置】

自宅玄関から公道までの間に、新たに設置するロードヒーティング

【補助内容】

融雪装置の設置にかかる経費（工事費・購入費）の３分の２以内

（補助限度額２０万円）

小型除雪機械貸出事業

●冬季間における生活環境の向上のため、自主的に除雪を実施する団体に対して小型除雪機を貸出ししています。

【貸出し要件】

①貸出期間は、１週間

②作業する方全員がボランティア保険への加入が必要（１人当り２８０円）

③除雪機の燃料費の負担

※ 除雪機の最初の搬入と最後の回収は市で行います。

（２）市道排雪支援事業（自治会排雪）の促進

この事業は、住民にとっては、ゆとりある道路空間の確保が図れるとともに、市・除雪業者にとっては、その後の除雪に必要な堆雪スペースが確保できることから、市民・事業者・行政の協働による有効的な雪対策の取組みとなっています。今後もこの事業の普及、拡大を図ります。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■市道排雪支援事業への参加
■支援制度の理解・協力
■排雪作業円滑化に向けた協力

排雪実施前

排雪実施後

コラム 市道排雪支援事業（自治会排雪）

市道排雪支援事業の排雪対象部分は、道路幅員８ｍの場合、概ね６ｍ程度としており、あくまでも道路の雪の排雪を行うもので、個人や企業が処理すべき雪は対象とはなりません。平成 23 年度補助基本額は、１㎞当たり 52 万円で、この内１／２が自治会の負担となります。

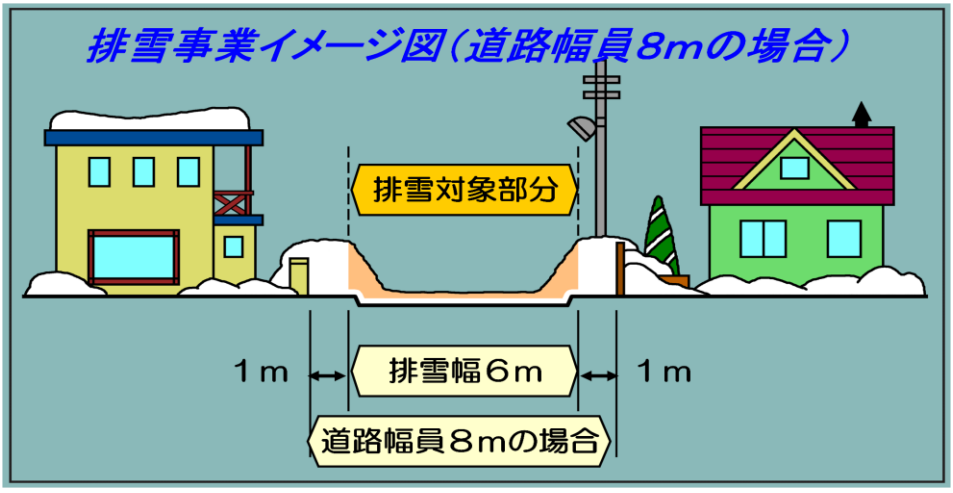

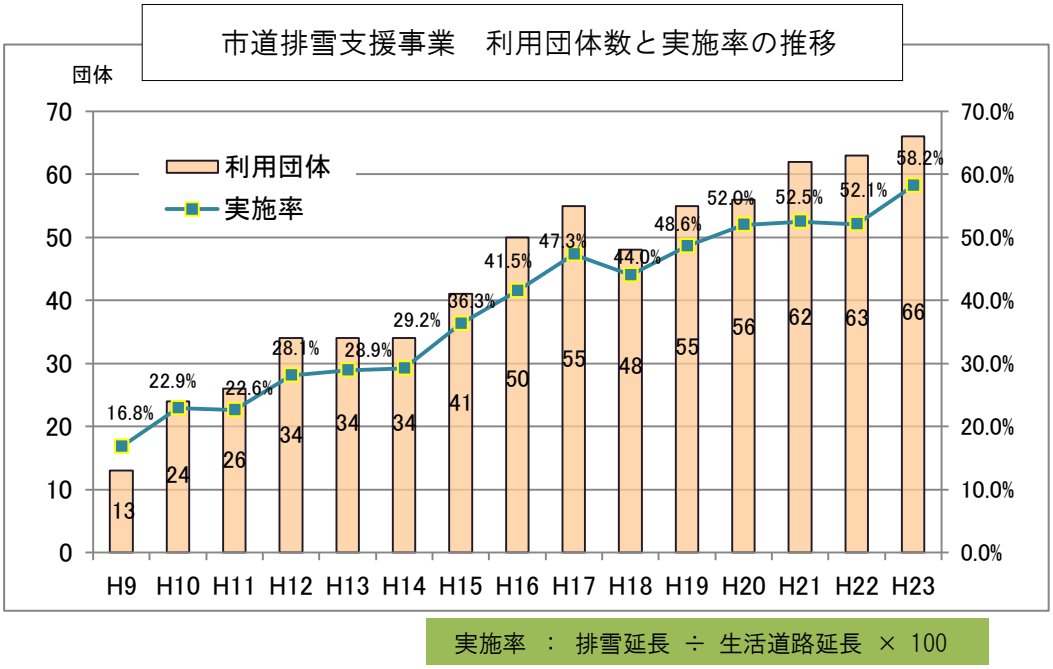

実施率 ： 排雪延長 ÷ 生活道路延長 × 100

（３）私道除雪の支援

市道除雪の対象となっていない公共性の高い私道については、私道除雪支援事業により除雪費を補助しています。今後も制度の見直しを検討しながら、その沿線に居住する市民の冬期間の生活が維持できるよう支援を進めます。

【 目標３ 】快適に冬を暮らすための取組みの推進

《重点施策５》冬の市民生活の工夫とルールの確立

《 現状と課題 》

○近年では、冬も快適な生活ができるようになりましたが、雪のない季節と同様な暮らしを営むことはできません。常に車が利用でき、短靴で行動できるように道路の状態を保つことは現実的に困難なため、雪国で生活していく上での工夫やルール・マナーを守り、冬を乗り切る必要があります。

○個人や会社などの敷地内の雪は、敷地内で処理することが原則です。宅地周辺の道路の雪や除雪後の玄関前や車庫前の置き雪の処理については、人や車の通行に支障とならないよう、道路わきに積み上げるのは認められますが、道幅を狭くしたり道路がでこぼこになったりするような行為は禁じられています。道路への雪出しを防止する取組みが必要となっています。

○河川への投雪は、雪解け時に水があふれる原因となり、また、マンホールや雨水桝のふたを開け投雪することも、排水機能に影響を与えるとともに人や車の通行に支障となるため、このような行為は禁じられています。河川などへの投雪を防ぐ取組みが必要です。

○冬期間の路上駐車は、除雪作業の支障となり、その路線の除雪ができなくなることもあるため、地域の住民の方や道路を利用する方に迷惑をかけることになります。路上駐車をさせない取組みが必要となっています。

○冬道は降雪や気温、風、除雪などにより道路や路面状況が時々刻々と変化します。生活道路においては、車同士がスムーズに交差できない状況や交差点の雪山が高くなり見通が悪い状況になるため、安全運転の推進を図る必要があります。

○管理が不十分な空家などからの市道への落雪については、重大な事故につながる可能性があることから、その対策が必要となっています。

《 施策の内容 》

（１）冬の暮らしに必要な工夫やルールの周知、啓発

冬の暮らしに必要な工夫やルールの順守・マナーの向上に向けた取組みなどの周知、啓発に努めます。

①冬期外出時の工夫

冬期間に外出する際には、寒さに適した服装とし、また、多少の雪があっても濡れないように防水性があり、滑りづらい機能を持った長めの靴を履くなどの工夫や、転倒防止の心得など、冬の暮らしに必要な工夫についての情報発信を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■濡れづらく寒さに適した服装や滑りづらく長めの靴の着用

②大雪の際の工夫

大雪の際などは除雪作業に時間を要し、交通渋滞が発生することも多くなるため、車の利用や外出を控えていただくよう周知するとともに、どうしても外出する必要がある場合には、公共交通機関の利用促進が図られるよう啓発に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■大雪の際の車の利用、外出の自粛
■大雪の際にどうしても外出しなくてはならない場合の、ゆとりのある行動と公共交通機関の利用

③道路や河川などへの雪出しの禁止

積雪が多くなると雪の処理が大変ですが、雪を積む際に踏み固めながら行うなどの工夫や融雪装置、個人排雪の利用などの周知を図り、雪出しの防止に努めます。

道路への雪出しや河川などへの投雪については、自治会、警察署、市が連携・協力し、防止に向けた周知、啓発を進めます。

個人の除排雪を請け負う業者などが、緑地等に投雪するケースが見られることから、悪質な場合などは指定の雪堆積場への投雪を指導します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■冬の市民生活ルールや関係法令の順守、マナー向上についての理解・協力
■堆積スペースの確保、個人や企業の敷地から道路へ雪を出さない
■河川やマンホール、雨水桝に投雪をしない
■歩車道の段差解消ブロックなど、除雪の支障となるようなものを道路に置かない
■屋根からの雪を道路へ落とさないようにする
■堆積スペースが十分でない場合は、雪を踏み固めるなどの工夫や融雪装置、個人排雪の利用

④ゴミ出しルールの順守

収集日の前日にゴミを出すと、朝方の除雪を行う際に、雪と一緒にゴミを巻き込んで散乱させてしまうことがあるため、ゴミは必ず収集日の朝に出すよう周知、啓発を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■ゴミは必ず収集日の朝に出すようにする

⑤路上駐車の防止

冬期間の路上駐車については、除雪作業の支障となるばかりではなく、緊急車両の通行の妨げにもなることから、自治会、警察署、市が連携・協力し、防止対策の徹底に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■駐車スペースの確保、路上駐車をしない

⑥冬道における安全運転とマナーの啓発

スピードの出しすぎや「急」のつく運転の抑制、見通しの悪い交差点での注意走行など、路面状況を確認し気持ちにゆとりをもった冬道の安全運転の啓発に努めます。また、狭隘になった冬道における譲り合いなどのマナーについて、周知、啓発に努めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■スピードを抑え、「急」のつく運転をしない安全運転、見通しの悪い交差点などにおける注意走行
■狭隘になった冬道での譲り合い

⑦空家からの落雪対策について

空家などからの落雪による事故を未然に防ぐため、その対策について検討を進めます。

《重点施策６》雪の有効活用

《 現状と課題 》

〇近年、雪や氷でつくった室などに野菜等を貯蔵するシステムや雪を活用した冷房システムなどの実験・研究が行われており、冷熱エネルギーの活用を進める取組みが始まっています。

〇本市では、冬期間のイベントも開催されていますが、今後とも雪と親しむ取組みを進める必要があります。

〇ウインタースポーツは、雪国では多くの市民が親しんできたものですが、近年では、様々な問題からスキーやスケートなどを楽しむ人々が減少傾向にあることから、冬の健康づくりのためのウインタースポーツの推進を図る必要があります。

《 施策の内容 》

（１）冷熱エネルギーの利用

大がかりな施設を使わずに雪山を利用した低コストの野菜貯蔵庫の実験も進められていることから、冷熱エネルギーの利用促進に向け、情報収集に努めます。

（２）冬季イベントの推進

冬季イベントは屋内に閉じこもりがちな冬の生活に活力を呼び込みます。本市では、「ふれあい雪まつり」を開催しており、多くの家族連れなどでにぎわいをみせています。

また近年、冬を彩るイルミネーションが広がりをみせており、市内でイルミネーションを飾っている住宅を見学するバスツアーも行われています。

今後も運営方法の検討を進めながら、冬を楽しむ冬季イベントを支援します。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■冬季イベントへの参加・協力

ふれあい雪まつり

市内でイルミネーションを飾る住宅

（３）ウインタースポーツの普及拡大

市内には２か所のスキー場があり、また「エルフィンロード歩くスキーの集い」などのスポーツイベントも行われ、多くの人々が参加しています。

今後も雪に親しみ、冬の健康づくりを促進するウインタースポーツの普及を進めます。

市民や企業に協力していただきたい取組み

■ウインタースポーツなどへの参加・協力

エルフィンロード歩くスキーの集い

《重点施策７》雪処理における安全確保

《 現状と課題 》

○平成 23 年度の豪雪による雪の犠牲者が、北海道に記録が残る 2002 年以降過去最悪を記録しました。中でも高齢者が屋根の雪下ろし中の事故や屋根からの落雪に巻き込まれるケースが多く、多数のけが人も出ています。雪を処理する際は、無理をせず安全の確保や体調管理に努めるよう周知を図る必要があります。

《 施策の内容 》

（１）雪処理における安全確保

「雪はね」は、冬の運動不足を補う有効な方法でもあります。また、大雪の際は「屋根の雪下ろし」も必要になることがありますが、「雪はね」や「屋根の雪下ろし」は、冬の体力づくりや健康管理のひとつとしてとらえつつ、安全確保に留意して行うよう周知、啓発を進めます。

安全確保のために

① できるだけ１人で除雪をしないようにしましょう。
② 不用意に軒下に近づかないようにしましょう。
③ 屋根の雪おろしの際は、命綱をつけましょう。
④ 梯子を登る際は、雪庇を落とし、落雪に注意し複数で行うようにしましょう。
⑤ 作業の前後にはストレッチなどで体をほぐしましょう。
⑥ 防寒や防水対策を十分に行いましょう。
⑦ 作業は、膝を軽く曲げ、腰への負担を減らし、全身の力を使って行いましょう。
⑧ 重い雪などの雪かきは、力んだりして血圧や脈拍が上がるため、少しずつ、ゆっくりと行うようにしましょう。
⑨ 身体に過大な負荷がかからないように休憩をとりながら作業しましょう。
⑩ 作業後は、直ちに汗を拭き取り、乾いた衣服に着替えましょう。
⑪ 作業中や作業後、十分に水分補給をしましょう。
⑫ 除雪機械を使用する際は、マニュアル通りに正しく使いましょう。
⑬ 付近に水路や側溝がある場合は、近づかないようにしましょう。